

保全種及び保護地区に係る保全の取組（素案）

1.規制行為

1.1 保全種

条例記載事項のとおり。

○採取・捕獲の禁止

○殺傷・損傷の禁止

第27条 何人も、前条に規定する保全種を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、通常の管理行為又は非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

第28条 前条の規定にかかわらず、学術研究上から保全種を捕獲し、又は採取しようとする者は、あらかじめ市長に届け出て、その承認を得なければならない。

1.2 保護地区

<規制行為>

○動物の捕獲又は殺傷、植物の採取又は損傷

- ・保護地区内においては、保全種を含むすべての動植物の捕獲・採取を原則禁止とする

<除外規定>

- 調査・研究等の用にあつて、事前に市長の許可を得たものについては、これを適用しない。
- 通常の維持管理行為及び非常災害のために必要な応急措置等として行う行為については、これを適用しない。

2.保全施策

2.1 監視活動

○巡視活動の実施（日常監視）

- ・石垣市の実施体制の構築、地域活動等との連携模索、空港や船舶等での島外持ち出しチェックの可能性模索

○定期モニタリングの実施（長期監視）

- ・保護地区内において、保全種及びその他生物の生息・生育状況の調査を定期的に実施
- ・なお、実施にあたっては関係機関との連携も模索

○関係者連絡会の設置・開催

2.2 保全活動

○保全種及び保護地区等に係る普及啓発活動の促進

- ・当面は、ハード施策として、保護地区境界部に注意喚起看板設置などを実施
- ・当面は、ソフト施策として、チラシ配布、市 HP への掲載などを実施
(※将来的には巡視活動などに携わる人材の確保・育成等に努める必要あり)

○環境保全対策の実施

- ・定期モニタリング結果等を踏まえ、関係機関等との調整のうえ、石垣市自然環境保全審議会に諮り、必要に応じて適切な対応に努める。